

協会けんぽ **ふくしま** 通信**被扶養者資格再確認**のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。ご理解とご協力をお願いいたします。



どうして毎年被扶養者の加入状況を確認しているの？



解除漏れ等により被扶養者でないご家族が認定されたままになってしまいますと、本来負担すべきではない費用が支出されてしまい、保険料の引き上げにつながります。保険料負担の軽減のためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 令和6年度の確認結果

被扶養者の解除人数 約6.3万人  
解除による効果額 約11億円(高齢者医療制度の負担軽減額)



## 提出期限

令和7年  
12月12日(金)



▼詳しくはこちらをご確認ください



## 送付時期

10月下旬

## 確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※再確認の対象者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

## 扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届をご提出ください。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請による届出が難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

# 医療機関・薬局受診時は、マイナ保険証を使いましょう！

令和7年12月2日以降、現在お持ちの水色の健康保険証は利用することができなくなります。  
今後はマイナ保険証を利用するなど、下記のいずれかの方法で医療機関や薬局をご受診ください。  
※令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了しております。



## カードリーダーが使えない場合の方法

マイナ保険証



+

資格情報  
のお知らせ



または

マイナポータル



## マイナ保険証について

健康保険証利用登録が済んだマイナンバーカードをマイナ保険証といいます。日本年金機構で被保険者資格取得届や被扶養者(異動)届を受付後、5営業日程度でご利用いただけます。

(※)被保険者様が低所得者(住民税非課税等)に該当される方で、1か月の医療費が自己負担限度額を超えそうな場合、『健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書』をご提出ください。

## 資格確認書について

マイナ保険証をお持ちでない・利用できない状況にある方を対象に交付します。資格確認書の発行が必要な場合は、被保険者資格取得届や被扶養者(異動)届の資格確認書発行要否欄の「発行が必要」にチェックを入れてください。

なお、上記のほか、発行要否欄にチェックがないもののマイナ保険証を保有されていない方(※)や以前お送りした資格確認書の記載内容に変更があった方について、事業所様へ資格確認書をお送りします。お手数ですが、従業員の方へのお渡しをお願いいたします。

(※)マイナンバーカードの健康保険証利用を登録されていない方やマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れてから3か月経過した方などが該当します。

**重要**

水色の健康保険証をお持ちの方で、マイナ保険証による保険診療を受けられない方の資格確認書を、被保険者様のご自宅へ送付いたします。送付後、宛先不明等の理由により不着となった場合は、事業所様へ再度発送いたしますので、速やかな配付にご協力をお願いいたします。

協会けんぽ



令和7年10月30日



郵便局



被保険者



詳しくはこちら  
(協会けんぽHP)



## メールマガジンへの会員登録をお願いいたします

健康保険にかかわる最新の情報や、「健康事業所宣言」登録事業所様向けのセミナーのご案内など、見逃せない情報を毎月配信しています。

登録がお済みでない事業所様は、ぜひこの機会にご登録をお願いいたします。

登録はこちら  
(協会けんぽHP)

